

# リノベのいばらき DIY工房 委託販売規約

（以下「甲」という）は下記委託販売規約に同意した上で、（株）ダン計画研究所（リノベのいばらき運営事務局）（以下「乙」という）に、作品の展示・販売を委託します。

## 1. 委託販売

- ①甲は、作品の展示・販売業務を乙に委託し、乙はこれを受託し、主に以下の店舗で展示・販売業務代行を行います。

リノベのいばらき

住 所：大阪府茨木市元町3-39

営業日時：水曜日、木曜日、土曜日、日曜日 10:00~16:00

（年末年始は除く、社会情勢、その他の事情により乙の判断で変更になることがあります。）

## 2 申込方法

- ①委託販売等申込書を前月の20日までの営業日にリノベのいばらきまで提出してください。
- ②販売スペースに空きがある場合のみ、月途中でも随時受付します。

## 3. 展示、販売できる作品

- ①本委託業務で展示・販売できる作品は、鑑賞専用作品と販売目的作品の2種類です。
- ②本委託業務で展示・販売できる作品は、甲のオリジナル作品で、1スペース（詳細は別紙）内で展示・販売できるものとします。
- ③次に該当するものは展示・販売できません。
  - ・リノベのいばらきのイメージに合わない乙が判断した作品
  - ・第三者の知的財産権を侵害する恐れのある作品
  - ・法令に違反する作品
  - ・食料品、飲料品、医薬品、医療機器、衛生用品等の作品
  - ・宗教及び政治に関する作品
  - ・金券、チケット等の作品
  - ・公序良俗に反する作品
  - ・その他乙がふさわしくないと判断した作品

## 4. 委託期間

- ①1カ月単位で毎月1日から末日とします。
- ②継続して委託を希望される場合は、「2. 申込方法」に準じて申し込みください。  
なお、他に委託を希望される方がいる場合は、出展回数が少ない方に優先して案内する場合があります。

## 5. 委託料

- ①月額別紙のとおりとし、月途中から委託を行う場合も日割り計算は行わず、委託者は月額を全額負担します。

## 6. 作品の引渡し

- ①甲は次のいずれかの方法で乙に作品を引き渡してください。
  - ・リノベのいばらきに直接持参
  - ・宅配等
- ②納品書を必ず作成・添付してください。また、在庫管理も甲で行ってください。
- ③直接持参する場合は営業時間内にお持ちください。
- ③宅配等を利用させる場合は、送料は委託者負担になります。また、配送中の事故・破損等について

は、乙は一切の責任を負わないものとします。

- ④展示・販売できないものや破損したもの等については、甲の費用負担として返送いたします。
- ⑤希望に応じて、展示に使うかごや小物も共に引き渡すことが可能です。その際は展示方法やかごや小物の販売可否等についても併せて希望をお伝えください。

#### 7. 販売価格

- ①販売価格は(税抜)で甲が設定し、値札を付けたうえで乙に引渡してください。
- ②鑑賞専用作品の場合はその旨を値札に明記してください。

#### 8. 展示方法

- ①引き渡された作品を乙が展示します。
- ②甲は、リノベのいばらきに直接来店の上、自らの作品について展示を行うこともできます。

#### 9. 売上報告、売上金の支払い

- ①乙は毎月末に当該月の販売状況と取りまとめ、翌月5日を目途に甲へ報告します。
- ②乙は売上金を次のいずれかの方法で翌月10日までに甲に支払います。
  - (1)工房までに連絡をいただいた上で、リノベのいばらきにおいて直接現金払い
  - (2)甲が指定する口座への口座振替(手数料を差引きして振込みます)

#### 10. 免責事項

- ①次にあげる事項で、甲が被害を被っても乙は何ら賠償の責任を負わないものとします。
  - (1)自然災害
  - (2)環境による作品の劣化
  - (3)盗難
  - (4)法令の制定・改廃
  - (5)「リノベのいばらき」プロジェクト実施業務委託の終了等、乙がリノベのいばらきへの関わりを失ったとき
  - (6)その他乙に責任を帰すことができない事由

#### 11. 解約事項

- ①次にあげる事項があった際は、委託期間内であっても、乙は事前の通知なく契約を終了させることができます。また、これにより甲が被害を被っても乙は何ら賠償の責任を負わないものとします。
  - (1)本規則に違反したとき
  - (2)甲または甲の関係者が、反社会的勢力の構成員又は反社会勢力に対して、利用、資金等の提供、便宜の供給、維持運営に協力・関与等の関わりがあった場合
  - (3)甲と二週間以上連絡がつかなくなったとき、
  - (4)作品の引き渡しがなく、展示スペースの活用が見込めないとき
  - (5)その他受託者がふさわしくないと判断する事由があったとき

#### 12. 規約の改定

- ①乙は本規約について、社会情勢等の変化等に対応し、乙が相当と認める場合は、いつでも甲に許可なく変更・改定できるものとし、甲は予めこれを承諾するものとします。

令和 年 月 日

甲 住所  
社名  
代表者

乙 住所  
社名  
代表者

申込日 年 月 日

## リノベのいばらき DIY工房 委託販売申込書

申込者記入

該当する項目の□にチェックを入れてください。

- 新規  
別紙「リノベのいばらき DIY工房委託販売規約」に同意し、新規で申し込みます。
- 継続
- 利用ブースを変更せず、1カ月利用を延長します。
- 利用ブースを変更して、1カ月利用を延長します。

新規申し込みの方は下記もご記入ください。

代表名 (ふりがな )	電話番号
住所 〒	
メールアドレス	
振込口座 銀行 支店 口座番号 :	

工房記入欄

利用開始日 令和 年 月 日	利用終了日 令和 年 月 日
利用ブース ① ・ ② ・ ③ ・ ④ ⑤ ・ ⑥ ・ ⑦ ・ ⑧	利用料金 1,000円 ・ 1,500円 ・ 3,000円 備考 ( )